

(医療保険) 訪問看護 重要事項説明書

(令和7年3月17日現在)

1. 訪問看護事業者（法人）の概要

名称	医療法人共済会
代表者名	理事長 清水 正人
所在地・連絡先	住所：鳥取県倉吉市宮川町129 電話 (0858) 22-6161(代) FAX (0858) 22-3030

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションしみず
所在地・連絡先	住所：鳥取県倉吉市宮川町129 電話 (0858) 27-0818 FAX (0858) 24-5531
管理者名	高田 幸

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤
看護師	3人	1人
准看護師	0人	0人
理学療法士	0人	4人
作業療法士	0人	3人
言語聴覚士	0人	0人

(3) 事業の実施地域

事業実施地域	倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町
--------	----------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・時間

月曜日～金曜日	午前9時00分～午後5時00分
営業しない日	土曜日、日曜日、祝日、12月31～1月3日

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	在宅療養を希望する方の訪問看護
運営の方針	看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉関係との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. サービス内容

病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
褥瘡の予防・処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症患者の看護
療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置

5. 費用

(1) 医療保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割～3割が利用者の負担額となります。 訪問看護料金は、訪問看護基本療養費 + 訪問看護管理療養費が基本利用料となります。

【基本料金】

	訪問看護実施の職種	訪問看護基本療養費の額
基本療養費（Ⅰ）	保健師・看護師	週3日目まで 1日につき 5,550円 週4日目以降 1日につき 6,550円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合	5,550円
基本療養費（Ⅲ）	入院中に在宅療養に備えて一時的に外泊している者に訪問看護を行った場合	8,500円
訪問看護管理療養費（Ⅰ）	月の初日	7,670円
	2日目以降 1日につき	3,000円

【加算】

複数名訪問看護加算	看護師（週1回） 4,500円
特別管理加算	利用者の状態で1月につき 2,500円 または5,000円
難病等複数回訪問加算	1日に2回 4,500円 1日に3回以上 8,000円
退院時共同指導加算	1月につき 8,000円
特別管理指導加算	2,000円（厚生労働大臣が定める状態等）
退院支援指導加算	6,000円
在宅患者連携指導加算	1月につき 3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	1月につき2回 2,000円
緊急訪問看護加算（Ⅱ）	1日につき 2,650円（月14日目まで）
	2,000円（月15日目以降）
長時間訪問看護加算	週1日を限度 5,200円
夜間・早朝加算	18時～22時、6時～8時 2,100円
深夜加算	22時～6時 4,200円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	1月に1回 50円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	1月に1回 780円

利用者のご希望により契約された場合、下記の費用が加算されます。

24時間対応体制加算	1月につき 6,800円
------------	--------------

(2) 医療保険対象外

- ・ 通常の事業実施地域を越えてサービスを実施した場合、交通費は実費を徴収します。
- ・ 死後の処置料は6,500円（税込）です。
- ・ 営業日以外の訪問看護料は、1日あたり2,000円（税込）です。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者様のご負担となります。

(4) 利用料等のお支払方法

銀行口座振替（山陰合同銀行・鳥取銀行・ゆうちょ銀行・JAバンク）、現金支払い
請求書発行：利用月の翌月10日 口座振替日：20日（休日の場合翌日）

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

ご利用者相談窓口 (担当：管理者 高田)	電話 (0858) 27-0818
-------------------------	-------------------

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先へ連絡をします。

主治医	医療機関名 及び所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡 先(家族等)	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	

8. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社(取扱代理店 有限会社訪問看護事業共済会)
- ・保険の内容 賠償責任保険

9. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

10. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	高田 幸
-------------	------

11. 衛生管理等

事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備及び備品等の衛生管理に努めます。また感染症予防及び蔓延防止のため、下記の措置を講じます。

- (1) 感染症予防及び蔓延防止委員会の開催
- (2) 感染症予防及び蔓延防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対し、感染症予防及び蔓延防止のための研修の実施

令和 年 月 日

(甲) 私は、重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住 所
氏 名 印

(甲2) 保証人 住 所
氏 名 印

本人との関係

(乙) 当事業者は、甲1に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、甲1 に
甲2
対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 鳥取県倉吉市宮川町129
名 称 訪問看護ステーションしみず

説明者 氏 名 印

(介護予防) 訪問看護 重要事項説明書

(令和7年3月17日現在)

1. 訪問看護事業者（法人）の概要

名称	医療法人共済会
代表者名	理事長 清水 正人
所在地・連絡先	住所：鳥取県倉吉市宮川町 129 電話 (0858) 22-6161(代) FAX (0858) 22-3030

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションしみず
所在地・連絡先	住所：鳥取県倉吉市宮川町 129 電話 (0858) 27-0818 FAX (0858) 24-5531
介護保険事業者番号	3160390104
管理者名	高田 幸

(2) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名	
看護師	2名	1名
理学療法士		4名
作業療法士		3名

(3) 事業の実施地域

事業実施地域	倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町
--------	----------------------

※上記地域以外の地域への訪問看護では、交通費は実費をいただきます。

(4) 営業日・時間

営業日	月曜日～金曜日（祝・休日 12/31～1/3 を除く）
営業時間	午前9時00分～午後5時00分

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	主治医が訪問看護を必要と認めた方に対して、適切な訪問看護を提供すること。
運営の方針	看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉関係との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. サービス内容

病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
褥瘡の予防・処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症患者の看護、療養生活や
介護方法の指導、カテーテル等の管理、緊急時訪問看護、その他医師の指示による医療処置

5. 費用（利用料）

(1) 介護保険給付対象サービス

利用料として、介護保険法第47条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを受けるものとします。

【基本】

① 訪問看護・介護予防訪問看護サービス

時間	訪問看護料金（全額）		介護保険適用時の自己負担額					
	介護／回	予防／回	1割負担		2割負担		3割負担	
			介護	予防	介護	予防	介護	予防
30分未満	4,710円	4,510円	471円	451円	942円	902円	1,413円	1,353円
30分以上 1時間未満	8,230円	7,940円	823円	794円	1,646円	1,588円	2,469円	2,382円
1時間以上 1時間半未満	11,280円	10,900円	1,128円	1,090円	2,256円	2,180円	3,384円	3,270円

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問	2,940円	2,840円	294円	284円	588円	568円	882円	852円
----------------------	--------	--------	------	------	------	------	------	------

【加算】

※以下の時間帯は、次の割合で上記利用料に加算されます。

早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）×25％・深夜（22時～翌朝6時）×50％

加算項目	料金（月1回）	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6,000円	600円	1,200円	1,800円
特別管理加算（Ⅰ）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）	2,500円	250円	500円	750円
① 初回加算（Ⅰ）	3,500円	350円	700円	1,050円
② 初回加算（Ⅱ）	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
複数名訪問加算	4,020円	402円	804円	1,206円
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
看護体制強化加算（Ⅱ）	2,000円	200円	400円	600円
口腔連携強化加算	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	60円／回	6円	12円	18円
理学療法士等が提供する介護予防訪問看護が12月を超えた場合の減算	▲50円	▲5円	▲10円	▲15円

☆ 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

(2) 介護保険給付対象外

- ・通常の事業実施地域を越えてサービスを実施した場合、交通費は実費を徴収します。
- ・死後の処置料は6,500円です。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者様のご負担となります。

(4) 利用料等のお支払方法

銀行口座振替（山陰合同銀行・鳥取銀行・ゆうちょ銀行・JAバンク）、現金支払い
請求書発行：利用月の翌月10日 口座振替日：20日（休日の場合翌日）

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

ご利用者相談窓口 (担当：高田)	電話 (0858) 27-0818
倉吉市 福祉保健部長寿社会課	電話 (0858) 22-7851
国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	電話 (0857) 20-2100

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	医療機関名 及び所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時 連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	

8. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 全国訪問看護事業協会（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）
- ・保険の内容 賠償責任保険

9. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

10. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	高田 幸
-------------	------

(精神科医療保険) 訪問看護 重要事項説明書

(令和7年3月17日現在)

1. 訪問看護事業者(法人)の概要

名称	医療法人共済会
代表者名	理事長 清水 正人
所在地・連絡先	住所：鳥取県倉吉市宮川町129 電話(0858)22-6161(代) FAX(0858)22-3030

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションしみず
所在地・連絡先	住所：鳥取県倉吉市宮川町129 電話(0858)27-0818 FAX(0858)24-5531
管理者名	高田 幸

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤
看護師	3人	1人
准看護師	0人	0人
理学療法士	0人	4人
作業療法士	0人	3人
言語聴覚士	0人	0人

(3) 事業の実施地域

事業実施地域	倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町
--------	----------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・時間

月曜日～金曜日	午前9時00分～午後5時00分
営業しない日	土曜日、日曜日、祝日、12月31～1月3日

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	在宅療養を希望する方の訪問看護
運営の方針	看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉関係との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. サービス内容

病状・障害の観察、清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
褥瘡の予防・処置、リハビリテーション、ターミナルケア、認知症患者の看護
療養生活や介護方法の指導、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置

5. 費用

(1) 医療保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割～3割が利用者の負担額となります。 訪問看護料金は、訪問看護基本療養費 + 訪問看護管理療養費が基本利用料となります。

【基本料金】

	訪問看護実施の職種		訪問看護基本療養費の額	
精神科 基本療養費 (I) (30分以上)	保健師・看護師		週3日目まで 1日につき 5,550円	週4日目以降 1日につき 6,550円
	准看護師		週3日目まで 1日につき 5,050円	週4日目以降 1日につき 6,050円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合		12,850円	
精神科 基本療養費 (III) 同一建物居住者 (30分以上)	保健師	同一日2人	週3日目まで5,550円	週4日目以降6,550円
	看護師	同3人以上	同 2,780円	同 3,280円
	准看護師	同一日2人	週3日目まで5,050円	週4日目以降6,050円
		同3人以上	同 2,530円	同 3,030円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合		12,850円	
精神科 基本療養費 (IV)	入院中に在宅医療に備えて一時的に外泊している者に訪問看護を行った場合		8,500円	
訪問看護管理療養費 (I)			月の初日	7,670円
			2日目以降 1日につき	3,000円

【加算】

複数名訪問看護加算	看護師 (週1回) 4,500円 准看護師 (週1回) 3,800円 看護補助者又は精神保健福祉士 (1日1回) 3,000円
特別管理加算	利用者の状態で1月につき 2,500円 または5,000円
精神科複数回訪問加算	1日に2回 4,500円 1日に3回以上 8,000円
退院時共同指導加算	1月につき 8,000円
特別管理指導加算	2,000円 (厚生労働大臣が定める状態等)
退院支援指導加算	6,000円
在宅患者連携指導加算	1月につき 3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	1月につき2回 2,000円
精神科緊急訪問看護加算	1日につき 2,650円
長時間訪問看護加算	週1日を限度 5,200円
夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時、6時～8時 2,100円
深夜訪問看護加算	22時～6時 4,200円
精神科重症患者支援管理連携加算	1月につき イ 8,400円 ロ 5,800円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	1月に1回 50円
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	1月に1回 780円

利用者のご希望により契約された場合、下記の費用が加算されます。

24時間対応体制加算	1月につき 6,800円
------------	--------------

(2) 医療保険対象外

- ・ 通常の事業実施地域を越えてサービスを実施した場合、交通費は実費を徴収します。
- ・ 死後の処置料は 6,500 円（税込）です。
- ・ 営業日以外の訪問看護料は、1 日あたり 2,000 円（税込）です。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者様のご負担となります。

(4) 利用料等のお支払方法

銀行口座振替（山陰合同銀行・鳥取銀行・ゆうちょ銀行・JAバンク）、現金支払い
請求書発行：利用月の翌月 10 日 口座振替日：20 日（休日の場合翌日）

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

ご利用者相談窓口 (担当：管理者 高田)	電話 (0858) 27-0818
-------------------------	-------------------

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先へ連絡をします。

主治医	医療機関名 及び所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡 先(家族等)	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	

8. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・ 加入保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社（取扱代理店 有限会社訪問看護事業共済会）
- ・ 保険の内容 賠償責任保険

9. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

10. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	高田 幸
-------------	------

11. 衛生管理等

事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備及び備品等の衛生管理に努めます。また感染症予防及び蔓延防止のため、下記の措置を講じます。

- (1) 感染症予防及び蔓延防止委員会の開催
- (2) 感染症予防及び蔓延防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対し、感染症予防及び蔓延防止のための研修の実施

令和 年 月 日

(甲) 私は、重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住 所
氏 名 印

(甲2) 保証人 住 所
氏 名 印

本人との関係

(乙) 当事業者は、甲1に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、甲1 に
甲2
対して重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者
主たる事務所所在地 鳥取県倉吉市宮川町 129
名 称 訪問看護ステーションしみず

説明者 氏 名 印